

株式會社日本製鋼所

トノ希望申出アリ之ニ對シ工場長ハ「去ル三十日職工ニ發  
 シタル書面ノ回答ハ明後四日ニ全部繕マルベク會社ハ之ニ  
 依テ對策ヲ決シ工場ノ秩序安定ノ上開場スベク既ニ九日迄  
 休業ヲ宣シタルニ付十日ヨリ出業ノ事ト承知アリタシ」ト  
 答ヘ協議會會長等モ之ヲ諒トシテ引取リタリ  
 三日解僱者一名在籍者二名左ノ意味ノ回答書ヲ持參シタリ  
 會社ガ各人ニ發シタル書面ハ解僱者復職問題ニ關スル件  
 ノミニテ前ニ提出ノ五箇條要求ニ對シテハ何等言及セズ  
 智社ノ誠意ヲ認メ難キヲ以テ右要求ノ容レラル、迄回答  
 ヲ保留ス  
 廠出主事湘谷主事和右三名ニ面接シ「本書ハ勞務者一同ト  
 署名シアルモ會社ハ職工全部ニ對シ書面ヲ發シタルニ非ザ  
 ルガ故ニ一同ト稱スルハ意義ヲ爲サズ故ニ本書ハ受理シ難  
 シ尙五箇條ノ要求ニ對シテハ既ニ過日工場長ノ言明セル  
 通ニテ會社ノ方針ハ毫モ變更ナシ」ト申述ベ前書ヲ持歸ラ  
 シメタリ  
 要スルニ勞正會ハ一日以來極力不良分子ニ屬スル大部分ノ  
 間各書ヲ翻メテ之ヲ鑑償シ前記ノ手段ニ出テタルモノト察

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、